

電話通訳・テレビ通訳業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要項

電話通訳・テレビ通訳業務委託について、公募型プロポーザル方式により、次のように事業者を募集します。各事業者におかれましては、本業務委託に係る提案書を作成し、期日までに提出してください。

1 業務の概要

(1) 業務名

電話通訳・テレビ通訳業務

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

なお当業務は性質上、安定した市民サービスを継続して提供することが必要であることから、初年度の業務の適正な履行が確認された場合、初年度を含む3年間、尼崎市の会計年度毎に、初年度の受託者との随意契約の締結を予定している。

ただし、契約にかかる本市の歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。

(3) 業務内容

外国籍住民及び手話を必要とする住民と円滑なコミュニケーションを図るため、受託者が用意するタブレット端末を用いたテレビ通訳（多言語通訳及び手話通訳）、及び電話機を用いた電話通訳（多言語通訳）を導入する。

詳細は仕様書のとおり。

2 契約条件

(1) 提案上限額

多言語通訳分と手話通訳分を合計し、3,307,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。なお、内訳については、以下のとおりとする。

ア 多言語通訳（電話通訳+テレビ通訳）の提案上限額は、初期費用を含めて3,109,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

イ 手話通訳（テレビ通訳）の提案上限額は、初期費用を含めて198,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(2) 契約金額

契約金額には、本委託に係るすべての費用（システム運用費、通信費、タブレット端末に係る費用、オペレーター研修費ほか）を含める。定額制、従量制、その複合制など、様々な形態が考えられるが、最適と思われる料金体系を提案すること。その際、提案内容に応じた所要額を記載すること。

また、多言語通訳に係る所要額と手話通訳に係る所要額を分けて記載すること。

さらに、多言語通訳について、言語ごとに単価が異なる場合は、その旨が分かるよう記載すること。

なお、2年目以降の契約金額については、1年目の契約金額から初期費用を除いた金額とすること。

(3) 委託費の支払条件

各月ごとに受託者から委託者へ提出される業務報告書により、委託者が毎月の業務の履行確認をした後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。また、初期導入経費については初月の利用分とあわせて支払うものとする。

3 応募資格

委託業務の実施に必要な能力を有するもので、以下の要件をすべて満たす者

- (1) 地方公共団体もしくは国の機関のいずれかを契約の相手とする通訳サービス事業の受託実績があること。
- (2) 仕様書に定める業務について、適切に遂行できる能力と実施体制を有しており、本市との協議事項に対して柔軟に対応できること。
- (3) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。
 - ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。
 - イ 法人税、消費税及び地方消費税、尼崎市税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）。
 - ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者。
- (5) 尼崎市において地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による入札参加資格の制限を受けていない者。
- (6) 尼崎市の入札参加停止の措置を受けていない者。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (9) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている事業者ではないこと。
- (10) 代表者及び役員に破産者及び禁固または、拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (11) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。

(12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(13) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。

4 スケジュール

項目	日程
募集要項の公表	令和8年2月9日（月）から
質問の受付期限	令和8年2月20日（金）午後5時まで
質問の回答	令和8年2月27日（金）
企画提案書等応募書類提出期限	令和8年3月6日（金）午後5時まで
書類選定（1次選定）	令和8年3月10日（火）
書類選定結果決定、通知	令和8年3月11日（水）
プレゼンテーション（2次選定）	令和8年3月17日（火）予定
選定結果通知	手続き終了後速やかに

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

「質問票」（様式2）に質問事項を記入の上、件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること（来庁、電話等による質問は受け付けない）。また、電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて到達確認を行うこと。

(2) 質問期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問先

尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課 担当：水谷（みずたに）
Eメール：ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて公表する。

なお、手話通訳に関する質問については、当課において取りまとめ、障害福祉課に確認のうえ回答する。

(5) 審査基準等に関する質問は受け付けない。

6 応募方法

応募する場合は、以下の必要書類を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書には仕様書に記載の内容を明確に盛り込んで作成すること。なお、提案にあたっては、提案内容やアピールポイントがわかるようにして記載すること。

ウ 会社概要（任意様式）

貴社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可とする。）

エ 事業実施体制（任意様式）

業務を受託した場合の組織体制、業務管理責任者及び主担当者となる予定の者の名前及び業務の分担内容等について記載すること。

オ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

「2 契約条件(1)」に記載の提案上限額以下の金額で提示すること。

また、見積金額は、消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。

なお、定額制、従量制、その複合制など、様々な形態が考えられるが、最適と思われる料金体系を提案すること。さらに、言語ごとに単価が異なる場合は、内訳書にその旨が分かるように記載すること。

カ 受託等実績一覧（任意様式）

キ プライバシーマーク使用許諾証の写しまたはISMS認証登録書の写し

ク 共同事業体構成表（様式3）※

複数業者で共同提案する場合は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めること。

ケ 共同事業体委任状（様式4）※

代表者とならない提案者は、代表者へ本委託業務に関する応募及び契約締結に関する一切の権限を委任する旨を記載すること。

※ コンソーシアムで提案する場合に提出すること

(2) 提出期限及び提出方法

令和8年3月6日（金）午後5時まで（必着）

持参または郵送によること。なお、郵送の場合は到着確認を行うこと。

また、イについてはPDFデータを下記「11 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに送信すること。

(3) 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

（尼崎市役所中館7階）

尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課

(4) 提出部数

ア～キ 各8部（1部原本、残りの7部副本）

ク、ケ 各1部

(5) 応募の辞退

応募書類を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、参加辞退届（様式5）を提出すること。

7 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

ア 1次選定（書類審査）

応募者数が5者を超えた場合は、ダイバーシティ推進課及び障害福祉課において企画提案書の内容を書類審査し、上位5者を選定する。なお、応募者が5者に満たない場合でも、提出書類に不備等があった場合及び見積金額が提案上限額を超えた場合には失格とする。なお、1次選定の評価点数は最終的な事業者決定に影響を与えないものとする。

(ア) 実施予定日

令和8年3月10日（火）

(イ) 結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールで通知します。

イ 2次選定（プレゼンテーション）

1次選定入選者によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する「電話・テレビ通訳業務実施事業者選定会議」（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し契約候補者を選定する。

また、応募者が1者の場合であっても選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

なお、プレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案書を提出していても選定の対象外となる。

(ア) 実施予定日

令和8年3月17日（火）

時間、開催場所等の詳細は1次選定結果の通知とともに、電子メールで通知する。

(イ) 説明方法

企画提案応募者ごとに主担当者が説明することとする（※営業・事務担当者のみの説明は不可。）。説明時間は20分程度、質疑応答10分程度の計30分程度予定しており、プレゼンテーション会場への入室は3人以内とする。パワーポイント等を利用する場合には、企画提案書提出時に必ず申し出ることとし、パソコンについては応募者の持込とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。

(ウ) 使用する資料

原則、提出した企画提案書に基づき説明を行う。ただし、企画提案書の内容を要約した資料がある場合は、プレゼンテーション当日に配布を可とするが、必ず8部を提出しなければならない。

(エ) 審査、結果通知

審査については非公開で行い、審査の経過、選定結果に関する問い合わせは受け付けない。選定結果については、後日通知する。

(オ) その他

他の応募者の説明中は控室で待機する。

また、プレゼンテーションの実施後に、本市が必要と認めたときは、提案書の内容について追加の説明や資料の提出を求める場合がある。

(2) 選定基準

次の選定基準により採点する。

なお、市内業者又は準市内業者であれば一定の加点を行う。

- ア 幅広い言語に対応できるか
- イ 対応時間の柔軟性
- ウ 多言語通訳及び手話通訳の正確性
- エ 職員向けの操作研修等導入にあたっての職員へのサポート
- オ 業務の履行体制の安定性
- カ 個人情報保護に向けた管理体制
- キ コストの妥当性
- ク 同種事業の受託実績

8 契約の締結

- (1) 選定の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定する。ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い選定する。
- (2) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、業務内容、履行方法、支払方法などについて調整・協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (3) 企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映する。ただし、契約締結段階において、契約候補者との協議により、必要に応じて項目の追加、変更及び削除を行うことがある。
- (4) 何らかの理由で契約候補者との契約が不可能となった場合は、次点候補者から繰り上げて交渉を行うことがある。
- (5) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

9 人権尊重の取組

入札参加者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けて、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよ

う努めること。

10 その他留意事項

- (1) この募集に伴い、要する費用については、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (3) 提出された企画提案書等応募書類は、一切返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は、提出した応募者に帰属することとする。
- (5) 企画提案書等応募書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て応募者が負うものとする。
- (6) 企画提案書等応募書類は、契約候補者の選定以外では提出した応募者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 提出期限以降における企画提案書等応募書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (9) 提出された企画提案書等応募書類は、尼崎市情報公開条例（平成 16 年条例第 47 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (11) 本業務受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、尼崎市は契約を解除できるものとする。この場合、尼崎市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- (12) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、応募者に対して尼崎市は一切の責任を負わないものとする。
- (13) 応募者は、応募申込書の提出をもって、本要項の記載内容に同意したものとする。

11 問い合わせ先

尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課

〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号（尼崎市役所中館 7 階）

担当：水谷（みずたに）

電話：06-6489-6658 FAX：06-6489-6661

メール：ama-welcome@city.amagasaki.hyogo.jp

※手話通訳に関する問い合わせについても、当課において取りまとめ、障害福祉課に確認のうえ回答します。

以上